

## 秘密保持契約書

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「甲」という。）と株式会社●●●●（以下「乙」という。）とは、興行中止保険に関する設計に関する検討（以下「本検討」という。）を行うにあたり、甲又は乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおりの秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（秘密情報）

1 本契約における「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術上又は営業上の情報、本契約の存在及び内容その他一切の情報をいう。ただし、開示を受けた当事者がその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

- (1) 開示を受けたときに既に保有していた情報
- (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- (4) 開示を受けたときに既に公知であった情報
- (5) 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

2 口頭、映像その他その性質上秘密である旨の表示が困難な形態又は媒体により開示、提供された情報については、開示者が相手方に対し、秘密である旨を開示時に伝達し、かつ、当該開示後30日以内に当該秘密情報を記載した書面を秘密である旨の表示をして交付することにより、秘密情報とみなされるものとする。

### 第2条（秘密情報等の取扱い）

1 甲及び乙は、相手方から開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体若しくは物件（複写物及び複製物を含む。以下「秘密情報等」という。）の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 秘密情報等は、本検討の目的以外には使用しないものとする。
- (2) 秘密情報等を複製する場合には、本検討の目的の範囲内に行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をする。
- (3) 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を相手方に通知する。

2 甲及び乙は、秘密情報等を第三者に開示するときは、相手方の事前の書面による承諾を得なければならない。この場合、甲又は乙は、第三者に対し本契約に定める義務と同内容の義務を遵守させるものとし、第三者の義務違反を自己の義務違反と見做すことに異議を述べない。

3 甲及び乙は、法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、事前に又は事後速やかに相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとする。

### 第3条（返還義務等）

- 1 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示を受けた秘密情報を含む電子記録媒体、有体物及びその複製物（以下「記録媒体等」という。）について、不要となった場合又は相手方の請求がある場合には、直ちに相手方に返還または相手方の指示に基づき廃棄する。
- 2 前項に定める場合において、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、相手方の請求がある場合には、消去した旨（自己の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を相手方に報告するものとする。

### 第4条（損害賠償等）

甲又は乙若しくは第2条第2項の第三者が、本契約の条項に違反した場合、相手方が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

### 第5条（表明保証の排除）

甲及び乙は、開示した秘密情報が第三者の知的財産権その他権利を侵害しないことを含めて、開示した秘密情報について何らの責任も負わない。

### 第6条（確認事項）

甲及び乙は、本契約の締結に関し、次の事項について相互に確認する。

- (1) 相互に保有する秘密情報の開示義務を課すものではないこと。
- (2) 秘密情報の利用を許諾するものではないこと。
- (3) 甲乙間での取引の開始を確約するものではないこと。
- (4) 本契約に違反することなく、自ら又は第三者との間で、本検討と同一または類似の検討、開発その他の行為を行うことを妨げるものではないこと。

### 第7条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約の締結日から甲が乙の組成した興行中止保険に加入したとき又は加入しないことを決定したときとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本契約が期間満了、解除等により終了した場合であっても、本契約の有効期間中に開示等された秘密情報については、期間満了から5年間、本契約の規定（本条第1項を除く。）が有効に適用されるものとする。

### 第8条（暴力団排除に伴う契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方又は相手方の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せずに、直ちに本契約の全部又は一部を解除することが出来るものとする。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - (4) 反社会的勢力に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 自ら又は第三者を利用して、相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき
- 2 前項により本契約を解除した場合は、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除した当事者に損害が生じたときは、解除された相手方はその損害を賠償するものとする。

#### 第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項について又は本契約に疑義が生じた場合は、協議の上解決する。

#### 第10条（管轄）

本契約に関する紛争については大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書を二通作成し、両者署名又は記名押印の上、各自一通を保有する。

2023年 月 日

甲 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目14番16号  
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会  
事務総長 石毛 博行

乙